

要注意

安易な使用が違法になります！！

電動キックボード

ペダル付き原動機付自転車

で公道走行をするためには
以下のことが義務付けられています！！



電動キックボード



- ◎ **運転免許が必要！！**
定格出力に応じた運転免許が必要です。
- ◎ **保安基準に適合！！**
制動装置，前照灯，後写鏡，ウィンカー等の整備が必要です。
- ◎ **ナンバープレートの取り付け！！**
市区町村への届出が必要です。
- ◎ **自賠責保険（共済）の加入！！**
法律で加入が義務づけられています。
- ◎ **道路交通法の適用！！**
 - ・ **ヘルメット**の着用は義務です。
 - ・ 車道通行（歩道通行禁止），二段階右折^注，一時停止等の交通ルールを守らなければなりません。

注：第1種原動機付自転車の場合

【罰則】

- ・ 無免許運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 整備不良運転
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・ 無保険運行（自動車損害賠償保障法違反）
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
など



広島県警察



中国運輸局

令和4年2月作成

電動キックボードやペダル付き原動機付自転車等 で公道走行するためには

原動機付自転車の保安基準に適合していないといけません!!

その他にも、ナンバー取付や自賠責保険への加入、
運転免許等の交通ルールを守る必要があります。

※ナンバーについては、最寄りの市役所等に、自賠責保険については扱っている保険会社へお問い合わせ願います。

電動キックボード等に必要な保安装置 (原動機付自転車に該当する場合)



出典: 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)

原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5 m以内
幅: 1.3 m以内
高さ: 2.0 m以内
定格出力: 1.0kW以下
(定格出力0.6kW以下の場合は、
第1種原動機付自転車になります。)

道路運送車両の保安基準その他要件(抜粋)

〔制動装置〕

細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。

(最高速度25km/h未満の第2種原動機付自転車の場合)

〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(保安基準等) 第59条～第67条等



国土交通省HP

道路運送車両を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。
適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店
等において確認してください。



中国運輸局



広島県警察

令和4年2月作成